

綾瀬市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合において、民間事業者等が実施する対策講座の受講費用の軽減を図り、効果的にひとり親家庭の親の学び直しを支援することを目的として給付金を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の種類)

第2条 この要綱により支給する給付金は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める場合に支給するものとする。

- (1) 受講開始時給付金 第3条に規定する支給対象者が第4条に規定する対象講座の受講を開始したとき
- (2) 受講修了時給付金 第3条に規定する支給対象者が第4条に規定する対象講座の受講を修了したとき
- (3) 合格時給付金 第3条に規定する支給対象者が第4条に規定する対象講座の受講を修了した日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格したとき

(対象者)

第3条 本事業の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、本市に住所を有するひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。ただし、高等学校卒業生、大学入学資格検定合格者、高卒認定試験合格者等で既に大学入学資格を取得している者は支給対象者としない。

- (1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。
- (2) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況等から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること。

(3) 過去に本市又は他自治体でひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成27年4月10日付け雇児発0410第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく給付金を受給していないこと。

（対象講座）

第4条 本事業の対象講座（以下「対象講座」という。）は、高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）であって、市長が適当と認めたものとする。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座であって、高等学校等就学支援金制度の支給対象となるものは、本事業の対象としない。

（支給額等）

第5条 本事業で支給する給付金の額は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 通信制の場合 次に掲げるとおりとする。

ア 受講開始時給付金の額は、支給対象者が対象講座の受講を開始するために支払った費用の4割に相当する額とする。ただし、当該額は100,000円を上限とし、4,000円を超えない場合は支給しないものとする。

イ 受講修了時給付金の額は、支給対象者が対象講座を受講するために支払った費用の5割に相当する額からアの規定によって支給した額を差し引いた額とする。ただし、当該額が4,000円を超えない場合は支給しないものとし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計額は125,000円を上限とする。

ウ 合格時給付金の額は、支給対象者が対象講座を受講するために支払った費用の1割に相当する額とする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計額が150,000円を上限とする。

(2) 通学又は通学及び通信制併用の場合 次に掲げるとおりとする。

ア 受講開始時給付金の額は、支給対象者が対象講座の受講を開始するために支払った費用の4割に相当する額とする。ただし、当該額は200,000円を上限とし、4,000円を超えない場合は支給しないものとする。

イ 受講修了時給付金の額は、支給対象者が対象講座を受講するために支払った費用の5割に相当する額からアの規定によって支給した額を差し引いた額とす

る。ただし、当該額が4,000円を超えない場合は支給しないものとし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計額が250,000円を上限とする。

ウ 合格時給付金 支給対象者が対象講座を受講するために支払った費用の1割に相当する額とする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計額が300,000円を上限とする。

2 前項の規定により算定した給付金の額に端数が生じた場合は、小数点以下を切り捨てるものとする。

3 給付金の対象となる費用は、一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合のいずれの場合でも、給付対象者が支払った費用として対象講座を受講させる施設（以下「受講施設」という。）の長が証明する次に掲げる費用とする。

(1) 入学料（対象講座の受講の開始に際し、当該受講施設に納付する入学金又は登録料をいう。）

(2) 受講料（受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費をいう。）

(3) 前2号に掲げる費用に係る消費税

4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は対象としない。

(1) 高卒認定試験の受験料

(2) 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費

(3) 講座の補講費

(4) 受講施設が実施する各種行事参加に係る費用

(5) 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用

(6) 受講のための交通費

(7) 前項に掲げる費用について、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合における、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）

(8) 支給申請時点で受講施設に対して未納となっている前項に掲げる費用（事前相談の実施）

第6条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象講座の受講に当たって市に事前の相談を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する事前相談においては、ひとり親家庭の親の希望職種、職

業生活の展望等を聴取するとともに、当該ひとり親家庭の親の職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、高卒認定試験に合格することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ受講対象とするなど、受講の必要性について十分把握するものとする。

(対象講座の指定申請)

第7条 申請者は、受講しようとする講座について、綾瀬市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書(第1号様式。以下「受講対象講座指定申請書」という。)を市長に提出し、受講開始日前にあらかじめ第8条の規定による対象講座の指定を受けなければならない。

2 受講対象講座指定申請書の提出に当たっては、次に掲げる書類(以下「添付書類」という。)を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができるときは、添付を省略することができる。

- (1) 申請者及び当該申請者が扶養する児童の戸籍謄本又は全部事項証明書及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
- (2) 児童扶養手当証書の写し(申請者が児童扶養手当受給者の場合に限る。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数について市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が発行する証明書(所得税法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書(第2号様式)及び当該控除対象扶養親族の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額について市町村長が発行する証明書)
- (3) 受講を希望する講座を実施する受講施設及び当該講座の内容を確認することができる書類等
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の受講開始日は、通学制の場合は対象講座の所定開講日、通信制(通信制に準ずるものを含む。)講座の場合は受講申込み後初めて受講施設が教材の発送等を行った日であつて、いずれも受講施設の長が証明する日をいう。

(受給要件の審査)

第8条 市長は、受講対象講座指定申請書の提出があったときは、受給要件の審査を行い、速やかに対象講座の指定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、綾瀬市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書（第3号様式。以下「受講対象講座指定通知書」という。）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(受給対象講座指定の取下げ)

第9条 受講対象講座の指定を受けた者は、受講の取りやめ等により支給要件に該当しなくなったときは、受講対象講座指定通知書の写しを添付し、綾瀬市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定取下申請書（第4号様式。以下「取下申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により取下申請書の提出があったときは、受講対象講座の指定を取り消すものとする。

(給付金の申請)

第10条 申請者は、受講開始時給付金、受講修了時給付金又は合格時給付金の支給を受けようとするときは、綾瀬市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書（第5号様式。以下「支給申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 支給申請書の提出に当たっては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができるときは、添付を省略することができる。

(1) 受講開始時給付金

ア 申請者及び当該申請者が扶養する児童の戸籍謄本又は全部事項証明書及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

イ 児童扶養手当証書の写し（申請者が児童扶養手当受給者の場合に限る。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数について市町村長が発行する証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る

。)がある者にあつては、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書(第2号様式)及び当該控除対象扶養親族の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額について市町村長が発行する証明書)

ウ 受講対象講座指定通知書の写し

エ 受講施設の長が、申請者が対象講座の受講を開始するために支払った費用について発行した領収書(申請者がクレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書(クレジット伝票の申請者用控に受講施設が必要事項を付記したものを含む。))。以下同じ。)

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 受講修了時給付金

ア 前号アからウまでに定める書類

イ 受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、申請者の受講した講座(科目)の全ての修了を認定した場合に発行される受講修了証明書

ウ 受講施設の長が、申請者が支払った費用について発行した領収書

エ その他市長が必要と認める書類

(3) 合格時給付金

ア 第1号アからウまで及び前号ウ(前号の規定に基づき既に市長に提出した場合を除く。)に定める書類

イ 文部科学省が発行する高卒認定試験合格証明書(以下「合格証書」という。)の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

3 受講開始時給付金の支給申請は受講開始日から起算して30日以内に、受講修了時給付金の支給申請は受講修了日から起算して30日以内に、合格時給付金の支給申請は合格証書に記載されている日付から起算して40日以内に行わなければならない。ただし、いずれの申請もやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

4 前項の受講修了日は、受講施設の長が申請者の受講実績等修了認定基準に基づいて申請者の受講修了を証明する日とする。

(支給決定)

第11条 市長は、前条第1項の規定による支給申請書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかに支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給の決定を行ったときは綾瀬市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書（第6号様式）により、不支給の決定を行ったときは綾瀬市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業不支給決定通知書（第7号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（給付金の返還）

第12条 市長は、偽りその他不正の行為によって給付金の支給を受けた者がいるときは、当該者から当該給付金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の規定は、平成30年以後の所得による制限について適用し、平成29年以前の所得による制限については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年6月14日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第7条第2項第3号及び第10条第2項の規定は、令和3年8月以降の

対象講座の指定並びに受講修了時給付金及び合格時給付金の支給の申請について適用し、同月前の対象講座の指定並びに受講修了時給付金及び合格時給付金の支給申請については、なお従前の例による。この場合において、第7条第2項第3号中「児童扶養手当法施行令」とあるのは「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）第3条の規定による改正前の児童扶養手当法施行令」とする。

- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年9月6日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年1月25日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

綾瀬市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定申請書

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

申請者氏名

次の講座を受講したいので、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を申請します。

氏名	フリガナ		生年 月日	年	
				月	日 (歳)
住所	(〒 —)			電話 (—)	
				—	
受講施設の名称					
講座の名称				受講方法	通学 ・ 通信
受講科目	1	2	3	4	
	5	6	7	8	
試験を免除できる科目					
受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)				
所要費用 (予定)	入学料	円	受講料	円	合計額
	円				
過去の受給の有無	過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用したことが <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない				
申請者と生計を一にする子の氏名等	フリガナ		生年 月日		
	住所 (別居の場合)				
児童扶養手当の受給の証明	申請者の地方税法上の扶養親族に該当 する・しない。				
	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)				
(備考)					
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業における対象講座の決定事務に当たり、私に関する情報を公簿等により確認されることに同意します。					
年 月 日			[受理番号:]		

第2号様式（第7条及び第10条関係）

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

年 月 日

（宛先） 綾瀬市長

住所

氏名

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名		住所（別居の場合）			
2	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名		住所（別居の場合）			
3	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名		住所（別居の場合）			
4	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名		住所（別居の場合）			

【添付書類】

- ・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

・この申立書は受講終了時給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。

・所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。

① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である

② あなたと生計を一にしている

③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が48万円以下

④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない、かつ、白色申告書の事業専従者でない

年 月 日

様

綾瀬市長



綾瀬市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定通知書

年 月 日付で提出のありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、次の通り指定しましたので通知します。

氏 名	フリガナ		生年 月日	年	
				月	日 (歳)
住 所	(〒 —)			電話 (—)	
				—	
受講施設 の名称					
講座の名称				受講 方法	
受講科目	1	2	3	4	
	5	6	7	8	
試験を免除 できる科目					
受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受 講 開 始 日)				
所要費用 (予定) (備考)	入学料	円	受講料	円	合計額
	円				

第4号様式（第9条関係）

綾瀬市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

受講対象講座指定取下申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者氏名

下記のとおり、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座指定を取下げますので届け出ます。

氏名	フリガナ	生 年 月 日	年
			月 日（ 歳）
住所	（〒 - ）		電話（ ） -
受講施設 の名称			
講座の名称			
取下げ理由			
理由が発生 した日	年 月 日		

備考

- 1 「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定合格支援事業受講対象講座指定通知書」の写しを添付してください。

第5号様式（第10条関係）

綾瀬市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金支給申請書

年 月 日

(宛先)綾瀬市長

申請者氏名

受講開始時給付金

受講修了時給付金

合格時給付金

の支給を受けたいので次のとおり申請します。

※いずれかに○をつけること。

氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)	
住所	(〒 —)			電話 (—)	
受講施設の名称					
講座の名称				受講方法	通学 ・ 通信
受講科目	1	2	3	4	
	5	6	7	8	
試験を免除できる科目					
受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)				
所要費用	入学金	円	受講料	円	合計額 円
支給申請額	円				
希望する支払金融機関	金融機関名		支店名	支店・本店	口座種別 普通口座 その他
	口座番号		フリガナ	口座名義	
申請者と生計を一にする子の氏名等	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)	
	住所 (別居の場合)				
	申請者の地方税法上の扶養親族に該当 する・しない。				
児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)				
(備考)					
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業における給付金の決定事務に当たり、私に関する情報を公簿等により確認されることに同意します。					
年 月 日			[受理番号:]		

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

様

綾瀬市長



綾瀬市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金支給申請書に基づき審査したところ、次のとおり決定しましたので通知します。

氏名	フリガナ	生年	年			
		月日	月 日 (歳)			
住所	(〒 -)	電話 ()	-			
受講施設の名称						
講座の名称		受講方法				
受講科目	1	2	3	4		
	5	6	7	8		
試験を免除できる科目						
受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)					
所要費用	入学料	円	受講料	円	合計額	円
支給決定額	区分			給付金の額		
				円		
(備考)						

※ 支給決定通知を受けた方が給付金を受給するためには「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給請求書」の提出が必要です。提出がない場合には支給できません。

年 月 日

様

綾瀬市長



綾瀬市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書に基づき審査したところ、次のとおり不支給と決定しましたので通知します。

氏名	フリガナ	生年 月日	年
			月 日 (歳)
住所	(〒 -)	電話 ()	-
受講施設 の名称			
講座の名称			
不支給と なった理由			
(備考)			